

「大阪中之島美術館」家具製作・選定及び設置業務委託 質問に対する回答 (全5頁)

質問事項 通し番号	該当項目番号	頁	質問内容	回答
1	募集要項 6-(3)-ア-(ウ)	6	設計事務所に所属し、公共施設や商業施設における一定規模以上の家具の制作を主担当で行った経験は制作実績として認められますか。	(募集要項3頁) 4-カ-(ア)に合致すれば、制作実績として認められます。本項目に単独制作や共同制作、制作における主従の条件は付されていません。
2	募集要項 6-(3)-ア-(ウ)	5	外部評価①～④のすべてに該当する場合は、全部記入しても問題ありませんでしょうか。 1つしか記入できない場合、優先順位などございましたら教えてください。	(募集要項5頁) 業務実績調書(様式5-1)において外部評価の記載は1件としています。①～④の間において優先順位や優劣はありません。
3	募集要項 4-ク-(カ) 及び(キ)	4	(キ)を踏まえ、それぞれの共同体の構成員は異なる構成員を配置することを条件に、ある共同事業体で参加した事業者は、他の共同体の事業者として参加可能ですか?	(募集要項4頁) ク-(キ)に記載のとおり、ある共同事業体の構成員(事業者)は、他の共同事業体(事業者)の構成員となることはできません。
4	募集要項 7-(1)-ア-(イ)	7	空間における家具のあり方を提案するとあるが、現地確認をする事は可能か。	現在工事中のため、現地確認はできません。
5	—	—	各計画地の図面データを共有頂く事は可能か。	美術館の実施設設計図面は第1次審査通過者に守秘義務対象資料として開示します。
6	募集要項 7-(1)-ア-(イ)-パン フレットコレク ション編	8	中之島美術館の開館をきっかけに「芸術文化ゾーン」として、周辺的美術館同士の新しい活動や取り組みが予定されているか。	すでに大阪中之島美術館開館前より、中之島地区ではクリエイティブアイランド中之島実行委員会などの活動を通して、この地区の文化施設・資源の集積に注目し、大阪市立東洋陶磁美術館や大阪市立科学館、国立国際美術館や中之島香雪美術館との連携を推進しており、今後具体的な事業も予定しています。
7	募集要項 7-(1)-ア-(イ)-パン フレットコレク ション編	8	インダストリアルデザイン・アーカイブズ研究プロジェクト(IDAP)のデジタルアーカイブは、どのような手法で展示されるのか。アーカイブ閲覧室とグタイピナコテカルーム以外にも、展示される場所はあるか。	インダストリアルデザイン・アーカイブズ研究プロジェクト(IDAP)の情報は、大阪中之島美術館の開館を期に、現在より充実した内容でオンライン公開する予定です(アーカイブ情報室での公開は想定していません)。その情報を活かした展示もコレクション展や企画展のなかで検討しています。
8	募集要項 6-(3)-ア-(イ)	5	印鑑登録証明書について、様式5-2とその他の書類では担当する部署が違う為印鑑が変わるのですが、登録できる使用印が2ケの為、どちらかの部署の使用印鑑が良いですか?	様式5-2(在籍証明書)に押印する印は、使用印である必要はありません。使用印鑑届には、様式5-2以外で使用する印鑑を使用印として押印してください。
9	仕様書 2-(2)	1	業務委託仕様書について、家具に使用する材料に関しての規制・制限・禁止事項等があるのか。また、ある場合その情報を提示して頂けるのか。	仕様書には規制や制約を設けておりません。各種法令等で使用禁止された材料・素材(加工材料・素材を含む)の使用は、言及するまでもなく、委託者としては想定していません。どのような材料の使用を提案するかは提案者の任意ですが、材料は提案の一部となりますので総合的に審査の対象となります。また、仕様書に記載されている通り、提案が選定された場合でも最終的な設計や材料の決定は委託者との協議、及び委託者による承認のもとに行われます。
10	仕様書 2-(2)	1	業務委託仕様書について、4、5F展示ロビーに使用する閲覧用図録置き(サイドテーブル)はサイズの規定があるのか。	ありません。
11	仕様書 2-(6)	2	業務委託仕様書について、製作家具の強度試験等の品質証明が必要であるのか。	強度試験等の品質証明の要・不要については、提案内容にもよりますが、委託者から求められた場合には必ず提示していただくこととなります。

12	仕様書 2-(7)	2	業務委託仕様書について、使用する材木に関してFAS等の制限があるのか。	仕様書上は、使用する木材のグレード指定はありません。どのような木材を使用するかは提案の一部となりますので、審査の対象となります。
13	仕様書 2-(7)	2	業務委託仕様書について、製造物責任法（PL法）への加入は条件であるのか。	「加入」とはPL保険等を想定した質問と思われませんが、仕様書では保険への加入を条件とはしていません。業務委託契約書別紙、製造物責任法に関する特約条項において、製造者である受託者が当然に負う責任を契約書内であらためて明確にしています。
14	仕様書 2-(2)	1	業務委託仕様書の内容について、建築家：遠藤氏より、本美術館のデザインは「深山の別荘」を踏襲したと説明がありましたが、今回の案件にそのデザインを起用した理由はなぜなのか。	デザインを踏襲したわけではなく、開かれた空間（別荘ではリビング、美術館ではパッサージュ）と、閉じられた空間（別荘では個室、美術館では展示室や収蔵庫）という二つの特性が異なる空間を、同じ図式的操作を用いてスケールを超えてデザインしたという意味です。
15	仕様書 2-(2)	1	業務委託仕様書の内容について、建築家：遠藤氏より、簡素な外見とは対照的に内部構造は複雑に～との説明がありましたが、資料「新美術館整備方針」のP.5に分かりやすい導線～とあり、美術館整備方針と設計方針が乖離しているように感じるが、どのように解釈すれば良いのか。	内部構造は大きな吹き抜けがあり、2本のエスカレータが交差する設計となっていますが、来館者動線は、エスカレータと階段を利用する基本的には一筆書きであり、極めてシンプルで分かりやすいものです。
16	仕様書 2-(2) (説明会)	1	業務委託仕様書の内容について、建築設計において□1100mmモジュールにて設計されたと説明があったが、「1100mm」である意図はどのようなものなのか。	高さ方向のモジュールについて、建物の階高設定を1100mmの倍数に設定しており、それに合わせた内装のモジュールとしています。 また、平面方向のモジュール（間仕切り壁の位置や床仕上げの割付等）については、500mmとしています。
17	募集要項 6-(3)-ア-(ウ)	5	募集要項の参加申請提出書類 ア-(ウ)の業務実績調書の「実績を証明する資料」ですが、メーカー従業員としての業務の為、契約書・請求書等が無い場合は、家具の画像・図面のみでもよいのか。	家具の画像・図面のみで結構ですが、併せて、所属していたメーカー名、製品名等、実際に製作されたものであることが分かる情報を添付してください。
18	募集要項 7-(1)-ア-(イ)	9	募集要項の一次審査提出書類 ア-(イ)の事業実施体制提案書は本件に関わる人員(組織)の体制図という認識でよいのか。	ご認識の通りです。本業務を遂行するにあたり、どのような人員・組織体制を組まれるのかをお示しくください。
19	募集要項 7-(1)-カ	10	募集要項の守秘義務対象資料の開示について、第一次審査通過後に頂ける資料について、予定している資料の他にHP上に掲載しているもの以外の館内パス資料が頂けるのか。	大阪中之島美術館準備室の特設サイトArtrip Museum上からアクセス・閲覧できるもの以外に、パス資料は存在しません。
20	募集要項 4-キ	3	家具製作を適切かつ安全に主導できる技術者（製作技術者）は、参加する事業社内での配置を、とあります。実際に製作する製作会社が別となる場合、その製作会社を共同事業社とし、その責任者を製作技術者として配置しなければなりませんか。	（募集要項3頁）その通りです。4-キ、または4-ク-(イ)に明記しています。
21	-	-	プランするにあたり必要になる図面などは、参加資格が決定したのち、データとしていただくことになりますか？	質問事項No.5の回答をご参照ください。
22	仕様書 2-(2)	1	委託業務内容について家具の製作、設置は外注で行なってもよいのか。	（募集要項2頁）3-(6)の規定に抵触しないこと。また（募集要項3頁）4-キ、または4-ク-(イ)の要件を満たすことが求められています。製作・設置業務のどの部分を再委託されるのかにより、ご質問への回答は変わりますので、上記をあらためてご確認ください。

23	募集要項 4	3	企画提案時に大阪市競争入札参加資格者名簿に未登録でも参加可能か。	本業務における委託者選定は、プロポーザル方式を採っているため、大阪市競争入札参加資格者名簿への登録は必須ではありません。
24	募集要項 4-カ-(ア)	3	業務委託の範囲は建築設計業務委託内の製作家具及び造作家具の発注も含まれるか。	建築設計業務委託であっても家具制作が含まれており実際に製作されたものであれば、制作実績としてみなすことができます。
25	募集要項 4-カ-(イ)	3	業務委託の範囲は建築設計業務委託内の製作家具及び造作家具の発注も含まれるか。	建築設計業務委託であっても家具制作が含まれており実際に製作されたものであり、かつそれが(イ)の①か②に該当すれば、外部評価としてみなすことができます。
26	募集要項 6-(1)	4	説明会の開催に参加できなかったのだが、床材や内装仕上げのイメージ、VIのイメージとコンセプトの概略を教えてください。可能か。	個別対応は行っておりません。VIについては、大阪中之島美術館準備室の特設サイトArtrip Museum上のプレスリリースに詳細の掲載があります。
27	その他		製作家具で使用する材質の規定はあるか。	質問事項No.9の回答をご参照ください。
28	募集要項 4-ク-(カ)	4	単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員になることはできないとあるが、単独で参加した事業者が商品（既製品）のみ、他の参加事業者へ提供することは可能か	可能です。
29	募集要項 6-(3)-ア-(ウ)	5	製作家具が確認できる画像・設計図面等を掲載した書類を添付することとあるが、用紙の様式やサイズ等の指定はあるか？	特に指定はしていません。
30	募集要項 7-(1)-ア-(イ)-①	7	建築設計やVIのコンセプトを理解し、ふまえた上での提案を行うにあたり、ホームページで公開されている建物外観イメージやロゴデザインをプレゼンテーション・パネルでの提案に使用してもよいか？	使用していただいて構いません。
31	募集要項 7-(1)-カ	10	第1次審査を通過した者に、守秘義務対象資料（各フロア詳細図面等）の開示を行うとあるが、第1次審査での提案において、家具のデザイン、寸法、数量などを検討するために、開示可能な建物の各階平面図や展開図はないか	追加での開示予定はありません。説明会で配布したパンフレット及び大阪中之島美術館準備室特設サイトArtrip Museumで公開している平面図・パースのほか、(募集要項8頁)「各階における家具や空間のイメージ及び利用人数目安」、仕様書を参照してご検討ください。
32	募集要項 7-(1)-ア-(イ)	7～9	各階における飲食の可否について、制限はされる予定でしょうか？制限がある場合の各階ごともしくはエリアごとの可否を教えてください。	飲食の制限は設ける予定です。食事は店舗部分を除き原則禁止です。飲料はキャップ付容器に限り1、2、4、5階のバスタージュでのみ認める予定です。4、5階の展示室及び展示室ロビーは飲食不可です。
33	募集要項 7-(1)-ア-(イ)	7～9	小さなお子様や乳幼児に対するような、年齢に合わせたしつらえを想定する必要がありますか。	想定いただく必要はありませんが、(募集要項8頁)「各階における家具や空間のイメージ及び利用人数目安」、及び仕様書を参照の上、大阪中之島美術館にふさわしい家具類をご提案いただく上で、特に提案に含めていただくことを妨げるものではありません。
34	募集要項 7-(2)-ア-(ウ)	11	見積書の項目について、各家具ごとの設計費と製作費を別々に単価を示す必要がありますか。	様式15に収まる程度で、経費の明細がわかるように記載いただければ、詳細の判断は任意です。
35	募集要項 7-(2)-ア-(ウ)	11	様式15の記載例にある検査費という項目ですが、耐久性の裏付けとなるような検査機関などの試験は必須でしょうか。	検査機関における試験等の要・不要については、提案内容にもよりますが、委託者から求められた場合には必ず実施していただくことになります。
36	募集要項 7-(2)-オ	11	プレゼンテーション時の参加人数に規定はありますか。	新型コロナウイルス感染防止の観点から、説明会同様、出席者数の上限を設ける場合がございます。状況を見極め、詳細については第1次審査通過者に別途通知いたします。

37	募集要項 3-(6)	2	再委託について、共同事業者が総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等を受託者として執り行う前提のもと、製作技術者が提案の内容によって適宜製作の一部（部材・部品の加工、組立等）を下請けの事業者へ依頼することは可能か。現段階で提案内容が明確でないため、加工などを依頼する業者を選定することが難しく、確認したい。初期の段階から参加申請書類や一次審査の業務体制表に下請け事業者名を記載する必要はあるか。	前段のご質問につきましては、可能です。ご質問の趣旨の再委託の際は（募集要項2頁）3-(6)-ウに記載の通り、委託者の承諾を得ることになる場合があります。後段のご質問につきましては、参加申請時及び第1次審査時の事業実施体制提案書に不確定な再委託先を記載する必要はありませんが、共同事業者または単独事業者の総合的な責任判断の下、部分的な再委託を想定している場合、それを記載することは事業実施体制がより明確となります。
38	募集要項 4-イ	3	「個人の場合は、直近1カ年において、賦課期日時点で居住していた市町村の市町村民税（東京都の場合は特別区民税・都民税）及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。」とあるが、その納税日については不問であるか。	納税日は問いません。直近1カ年の賦課期日時点で居住していた市町村の市町村民税（東京都の場合は特別区民税・都民税）及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税の納税証明書（申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可）を提出してください。
39	募集要項 4-カ-(ア)	3	個人事業主として、企業から業務委託を受け、家具の設計及び製作すべてを個人で行い、納品した。この実績は[制作実績]の条件を満たすか。	満たします。
40	募集要項 4-カ-(ア)	3	様式5-1に記載する業務実績は、参加資格の有無を判断するためのものであり、その業績の規模の大小は第一次審査における評価とは直接関係ないものであるか。	関係ありません。参加資格審査は参加資格の有無を問うことに限っており、第1次審査、第2次審査に影響するものではありません。
41	募集要項 4-カ-(イ)	3	様式5-2に記載する外部評価は、参加資格の有無を判断するためのものであり、①～④のどの実績を選択しても、第一次審査における評価とは直接関係ないものであるか。（受賞歴と教員歴の両方がある場合、これらの実績に優劣はないのか）	関係ありません。参加資格審査における外部評価は参加資格の有無を問うことに限っており、第1次審査、第2次審査に影響するものではありません。また、「外部評価」①～④の間に優劣や優先順位はありません。
42	募集要項 7	7	「有識者で構成する会議（以下、「有識者会議」という。）に意見聴取の上、第1次審査通過者（最大5者）を選定する。」とあるが、有識者やその人数について今後開示される予定はあるか。	有識者会議の委員名はすべて、選定結果の公表とともに開示されます。
43	募集要項 7-(1)-ア-(ウ)	9	「主任技術者の家具制作実績をまとめたポートフォリオを作成すること。」とあるが、主任技術者の家具制作実績として認められるもの/認められないものの基準はあるか。例えば、制作のクレジット表記が主任技術者個人単体ではなく、制作時に協働していた企業やチームがある場合、主任技術者の家具制作実績として認められるか。	参加資格審査における「制作実績」には要件を付していますが、第1次審査のポートフォリオにはフォーマット以外の要件はありません。協働・チームによる制作を実績として提示することを妨げません。建築・デザイン分野において、協働制作・製作は通常の業務実施形態と考えています。クレジット表記に特段重きを置く基準はありません。ただし、ポートフォリオには、 <u>参加資格審査で提示した「制作実績」1件を必ず含めてください。</u>
44	-	-	家具と美術館空間が一体的な使われ方を示すための提案書作成にあたり、美術館の図面データ（平面図および断面図の線データ（PDFやDWG等、画像ではない形式））は一次審査前に提供してもらえるのか。	質問事項No.5の回答をご参照ください。
45	業務委託契約書	別紙4	「製造物責任法に関する特約条項」について、「製造物の欠陥により損害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について定めた法規」との認識であるが、一般的な工事保険（事業総合賠償責任保険）を適用させるつもりであり、それ以外の何か特殊な保険などに入っておく必要があるのか。	質問事項No.13の回答をご参照ください。

46	説明会	建築仕様	「黒色アーキテクチャルコンクリート・ウォータージェット表面加工」とございますが、既存で同じ仕上げの建物がございましたら、お教え下さい。	現在のところ把握しておりません。
47	説明会	建築仕様	吹き抜け共用部上部最上部のトップライトの仕様をお教え頂きたい。	透明ガラス+網入りガラスによる複層ガラスです。
48	仕様書 2-(1)	1	各フロアエリア毎に指定の利用人数目安を満たせば、家具の数量は受託者で決定して良いですか？	ご理解いただいている通りです。家具の数量は、提案家具の形態、寸法による収容人数によって左右されると想定していますので、総合的な提案のなかに含めていただくべきことと考えています。
49	仕様書 2-(2)	1	「（建築内部空間と調和するデザインとするため、）遠藤建築研究所と積極的に協議すること。」とございますが、遠藤氏の意向を最優先するのか、家具製作受託者側の意向も同等として進めさせて頂けるのか？現状のご見解をお聞かせ下さい。	協働・協議の必要・重要性を確認するための記載であり、遠藤克彦建築研究所の意向を最優先するという意味ではありません。本業務についての主体はあくまでも受託者であり、遠藤克彦建築研究所との間に主従の関係を想定するものではありません。同時に、共用家具が設置される空間設計者との協働なしに業務の充実はかなわないとも考えています。
50	仕様書 2-(2)	1	遠藤建築研究所や事務局から、家具デザインについてのこれ以上の図面やイメージ写真等のご提供があるかどうか？お教え下さい。	美術館の実施設計図面は第1次審査通過者に守秘義務対象資料として開示します。また、募集要項に記載されていない資料が、遠藤克彦建築研究所や委託者から提示されることはありません。
51	募集要項 2-(3)	1	契約上限金には設計費の他に家具の代金、運搬費、交通費等の諸経費を全て含むのか。	すべてを含みます。（募集要項2頁）2-(6)を確認してください。
52	募集要項 4-カ-(ア)	3	主任技術者の条件について 主任技術者デザイナー自身が業務の一環として家具の製作をした経験がなければ参加資格はないのか。	主任技術者には「家具の制作」つまりデザイン・設計の実績を求めており、「家具製作」つまり実際に構造を検討・調整し、材料を加工したり、組み立てたりという「ものづくり」の実績は求めていません。主任技術者が制作つまりデザイン・設計していれば、主任技術者以外の第三者が製作した家具であっても、主任技術者の「制作実績」となります。 しかし、主任技術者がこれまで、自主制作・製作（個人的な制作・製作）を除いて、「実際に製作された」家具のデザイン・設計の経験がない場合は、参加資格要件を満たさないことになります。
53	募集要項 4-ク-(イ)	3	構成員について、本案件に参加する者は、様式9に全て記載する必要があるのか。	共同事業体の構成員はすべて記載する必要があります。再委託先についてはその限りではありません。
54	募集要項 7-(1)-イ-(ウ)	9	ポートフォリオに入れる実績に関して、物件名の記載についても不要でしょうか。	ポートフォリオについてはフォーマット以外の要件は設けておりませんが、ポートフォリオは審査対象資料となります。（募集要項12頁）8-(1)をご参照ください。
55	仕様書 2-(2)	1	仕様特記事項において、「製作家具、選定家具共に、非固定かつ可動とする。」と記載ありますが、固定しなくとも提案する家具の重さによって、可動することが困難になることもあります。荷重制限というのはありますでしょうか。	（仕様書1頁）2-(2)に記載の趣旨を理解、解釈いただき、また美術館活動や社会事情を十分ご理解の上、ご提案ください。一般的に移動が困難な家具を可動とみなすことは難しく、この点は仕様特記事項と照らし合わせて審査対象となると考えますが、重量制限値など具体的な数値は示していません。
56	仕様書 2-(6)	2	家具納品・設置の時期・期間の詳細をご教示頂きたいです。	（仕様書3頁）2-(8)及び(10)をご参照ください。